

仕 様 書

- | | |
|------------|---|
| 1 名 称 | ①定型封筒
②定型封筒（窓あき）
③定型外封筒
④返信用封筒（緑）
⑤返信用封筒（青）
⑥返信用封筒（白）保健医療係用
⑦機械封入用封筒
⑧証書送付用封筒
⑨定型封筒（窓あき）年金用
⑩窓開き封筒（基礎年金用）
⑪定形封筒（白）保健医療係用 |
| 2 数量及び納入時期 | 別紙1のとおり |
| 3 紙 質 ・ 色 | ①再生スカイ、85 g
②再生スカイ、85 g
③クラフト、85 g
④コニーカラーグリーン、85 g
⑤コニーカラーブルー、85 g
⑥透けないコーティングケント、80 g
⑦再生スカイ、85 g
⑧クラフト、85 g
⑨透けないコーティングケント、80 g
⑩再生スカイ、85 g
⑪透けないコーティングケント |
| 4 規 格 | ①長形3号（横）
②長形3号（横）
③角型2号（横）
④長形3号（縦）
⑤長形3号（縦）
⑥110mm×220mm（縦）
⑦長形3号（横）
⑧260mm×170mm（横）
⑨長形3号（横）
⑩157mm×115mm（横）
⑪長形3号（横） |

- 5 梱包方法
- ①1,000枚ずつダンボール箱に梱包する。(100枚ずつで区切りを入れること。)
 - ②1,000枚ずつダンボール箱に梱包する。(100枚ずつで区切りを入れること。)
 - ③500枚ずつダンボール箱に梱包する。
 - ④1,000枚ずつダンボール箱に梱包する。ただし三つ折にし、50枚ずつの束にして輪ゴムでとめること。
 - ⑤1,000枚ずつダンボール箱に梱包する。ただし三つ折にし、50枚ずつの束にして輪ゴムでとめること。
 - ⑥1,000枚ずつダンボール箱に梱包する。ただし三つ折にし、50枚ずつの束にして輪ゴムでとめること。
 - ⑦1,000枚ずつダンボール箱に梱包する。(100枚ずつで区切りを入れること。)
 - ⑧1,000枚ずつダンボール箱に梱包する。(100枚ずつで区切りを入れること。)
 - ⑨1,000枚ずつダンボール箱に梱包する。(100枚ずつで区切りを入れること。)
 - ⑩150枚をダンボール箱に梱包する。
 - ⑪500枚ずつダンボール箱に梱包する。

- 6 封緘部分
- ①アドヘア糊加工をし、短辺を封入口とすること。
 - ②アドヘア糊加工をし、短辺を封入口とすること。
 - ③アドヘア糊加工をし、短辺を封入口とすること。
 - ④糊なしで、短辺を封入口とすること。
 - ⑤糊なしで、短辺を封入口とすること。
 - ⑥アドヘア糊加工をし、短辺を封入口とすること。
 - ⑦アラビア糊加工をし、長辺を封入口とすること。
 - ⑧アドヘア糊加工をし、長辺を封入口とすること。
 - ⑨アドヘア糊加工をし、短辺を封入口とすること。
 - ⑩アドヘア糊加工をし、長辺を封入口とすること。
 - ⑪アドヘア糊加工をし、短辺を封入口とすること。

- 7 窓開き部分
- ①なし
 - ②再生可能用紙（グラシン紙等）とすること。
 - ③なし
 - ④なし
 - ⑤なし
 - ⑥なし
 - ⑦再生可能用紙（グラシン紙等）とすること。
 - ⑧再生可能用紙（グラシン紙等）とすること。
 - ⑨再生可能用紙（グラシン紙等）とすること。
 - ⑩再生可能用紙（グラシン紙等）とすること。
 - ⑪なし

- 8 表面印刷 封筒表面の印刷仕様は別紙2①～⑪のとおり
ただし、発注者の事情(係名称の変更など)により、一部変更することがある。
- 9 納入場所 ①～④及び⑥、⑧～⑪ 大阪市職員共済組合
⑤、⑦別途大阪市職員共済組合が指定する場所
- 10 その他 納入時期については、発注者の事情により変更する場合がある。
納入時期を変更する場合については、発注者及び受注者間で協議するものとする。
- 11 担当 大阪市職員共済組合 (庶務係)
大阪市北区中之島 1-3-20
大阪市役所 4階
電話 06-6208-7581

暴力団等の排除に関する特記仕様書

1 暴力団等の排除について

- (1) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号。以下「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
- (2) 受注者は、条例第7条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。

また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。
- (3) 受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第9条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、大阪市職員共済組合事務局次長へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。

また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに大阪市職員共済組合事務局次長へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。
- (4) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく発注者に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第12条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。
- (5) 受注者は第3号に定める報告及び届出により、発注者が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
- (6) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でないことをそれぞれが表明した誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

特記仕様書

発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに大阪市職員共済組合庶務係（連絡先：06-6208-7541）に報告しなければならない。

別紙 1

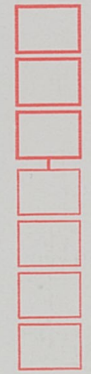
《数量及び納入時期》

単位：枚

R6年度	① 定型封筒	② 定型封筒 (窓あき)	③ 定型外封筒	④ 返信用封筒 (緑)	⑤ 返信用封筒 (青)	⑥ 返信用封筒 (白) 保健 医療係用	⑦ 機械封入用 封筒	⑧ 証書送付用 封筒	⑨ 定型封筒 (窓あき) 年金用	⑩ 定型封筒 (基礎年金 用)	⑪ 定型封筒 (白) 保健 医療係用
4月30日 (火)	10,600	8,000	4,000			3,000			5,000	150	1,000
7月31日 (水)									5,000		
9月30日 (月)		8,000			26,000		25,000				
10月31日 (木)				2,000				1,500	5,000		
1月31日 (金)				1,700					6,000		
合 計	10,600	16,000	4,000	3,700	26,000	3,000	25,000	1,500	21,000	150	1,000

別紙2
①

料金後納
郵便



大阪市職員共済組合

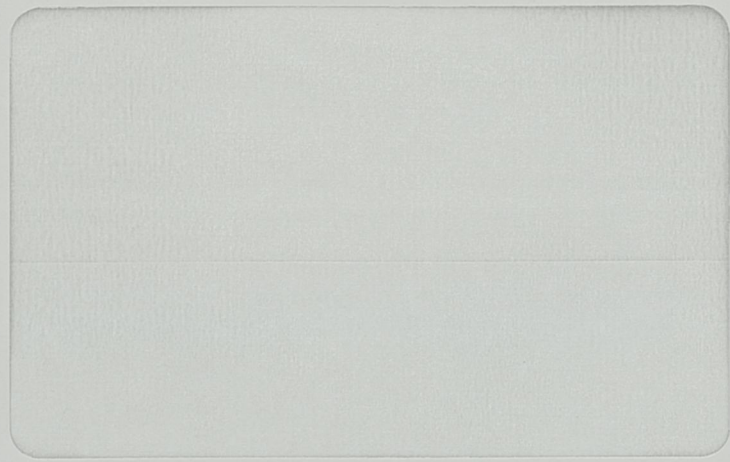
☎530-8201 大阪市北区中之島1-3-20 (大阪市役所内)

電話

- 庶務係 (組合員資格等) 06-6208-7541
- (掛金等) 06-6208-7581
- (住宅貸付等) 06-6208-7596
- 保健医療係 (健康保険・扶養認定) 06-6208-7591・7592・7593
- (検診等) 06-6208-7597
- 年金係 (年金関係) 06-6208-7547・7548・7549

別紙 2

②



6cm

9.5cm



大阪市職員共済組合

☎530-8201 大阪市北区中之島1-3-20(大阪市役所内)

電話

庶務係	(組合員資格等)	06-6208-7541
	(掛金等)	06-6208-7581
	(住宅貸付等)	06-6208-7596
保健医療係	(健康保険・扶養認定)	06-6208-7591・7592・7593
	(検診等)	06-6208-7597
年金係	(年金関係)	06-6208-7547・7548・7549

別紙2

③

大阪市職員共済組合

☎530-8201 大阪市北区中之島1-3-20(大阪市役所内)

電話

庶務係	(組合員資格等)	06-6208-7541
	(掛金等)	06-6208-7581
	(住宅貸付等)	06-6208-7596
保健医療係	(健康保険・扶養認定)	06-6208-7591・7592・7593
	(検診等)	06-6208-7597
年金係	(年金関係)	06-6208-7547・7548・7549

別紙 2

④

切手をお
はり
ください。

5 3 0 8 2 0 1

大阪市北区中之島 1 - 3 - 20

大阪市職員共済組合
年金係行

差出人	
氏名	住所

別紙2

⑤

切手をおはり
ください。

5 3 0 8 2 0 1

大阪市北区中之島1-3-20

大阪市職員共済組合
年金係行

差出人	
氏名	住所

別紙 2

⑥

通送可

大阪市職員共済組合 保健医療係 行

別紙 2
⑦



6cm

9.5 cm



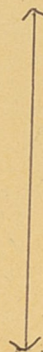
大阪市職員共済組合

〒530-8201 大阪市北区中之島1-3-20
(大阪市役所内)

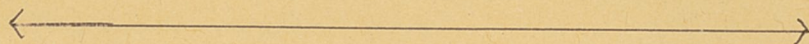
電話 年金係 (06) 6208 - 7547
(06) 6208 - 7548
(06) 6208 - 7549

別紙 2

⑧



4.5 cm



10.5 cm



大阪市職員共済組合

〒530-8201 大阪市北区中之島1-3-20

(大阪市役所内)

電話 年金係 (06) 6208 - 7547
(06) 6208 - 7548
(06) 6208 - 7549

別紙 2

9



青枠は、0.5cm

5cm

9cm

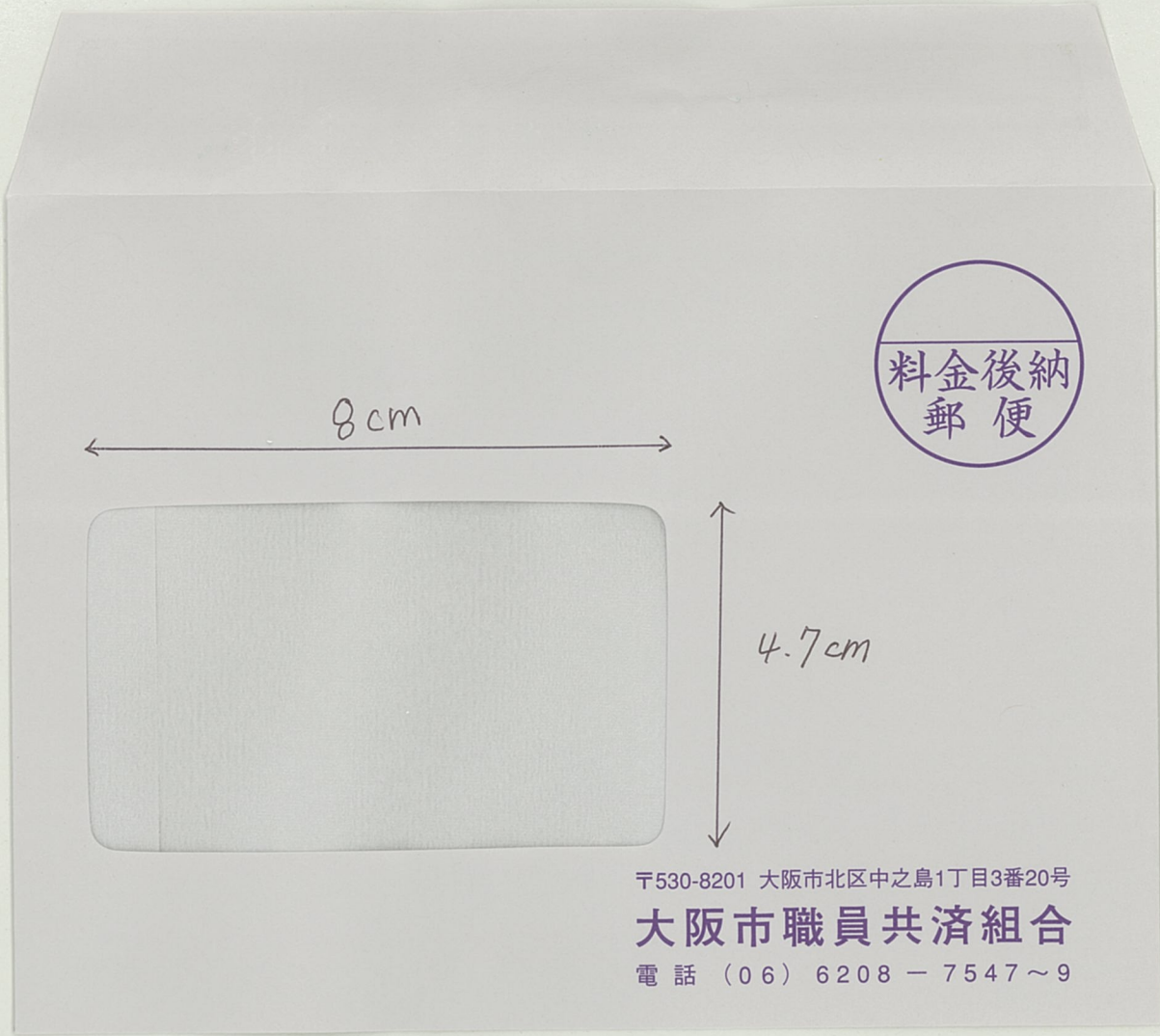


大阪市職員共済組合

〒530-8201 大阪市北区中之島1-3-20
(大阪市役所内)

電話 年金係 (06) 6208-7547
(06) 6208-7548
(06) 6208-7549

別紙 2
⑩



別紙 2

⑪

大阪市職員共済組合(保健医療係)

〒530-8201 大阪市北区中之島1-3-20

TEL: 06-6208-7597

FAX: 06-6232-2746